平成２５年（フ）第４３号
広島県三次市畠敷町38番地４　小山アパート１号
債務者　山根　一行
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第４５号
広島県安芸高田市甲田町高田原1677番地23
堂ノ口住宅Ｆ－１
債務者　真旧美智枝（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第３０１号
高知市桟橋通６丁目２番30号　エリジアハイツ桟橋801
債務者　北内　広之
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１１号
高知市一宮東町１丁目17番25号　モンブラン201号
債務者　中岡　慶一
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８７９号
東京都あきる野市雨間222番地１スカイパーク大塚106号
債務者　佐藤　和博
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４７４８号
大阪府東大阪市島之内２丁目10番６―506号、住民票上の住所大阪府東大阪市荒本西３丁目６番11号
債務者　池田　孝広
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９１５号
大阪市西淀川区姫島４丁目４番11号
債務者　久保田忠行
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７７２号
神奈川県綾瀬市大上３丁目22番32号　セゾン長沼Ｂ102
債務者　河野　侑子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８８５号
横浜市中区松影町２丁目５番地11　ライオンズマンション石川町第２―702号室
債務者　松本　周司
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３２号
岡山県玉野市八浜町大崎1903番地
債務者　水野のぞみ
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４９号
岡山県真庭市上中津井685番地
債務者　大祢　　均
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７５号
岡山市北区花尻あかね町11番地124
債務者　片岡　清子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８６７号
横浜市南区宿町２丁目46番地２　ケンズハウス504号
債務者　高杉　　稔
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８６８号
横浜市南区宿町２丁目46番地２　ケンズハウス504号
債務者　高杉キヨ子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１３号
静岡県藤枝市大東町860番地　市営住宅大東４号団地２号
債務者　三原美保子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部